

財形住宅預金規定

1. (預け入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預け入れるものとします。
- (2) この預金には、預入期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預け入れできるものとします。
- (3) この預金の預け入れは1口100円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、財産形成契約の証(以下「契約の証」といいます。)を発行し、預け入れの残高を年2回書面により通知します。

2. (預金の種類・とりまとめ継続方法)

- (1) 前条による預金は、1口の自動継続期日指定定期預金としてお預かりします。
- (2) 最長預入期限日を同一とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。

3. (預金の支払方法)

- (1) この預金の元利金全部の支払いは、持家としての住宅を取得するための対価に充てるときに支払います。
- (2) 前項による払出しをする場合には、住宅の取得の日から1年以内に、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この契約の証とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類(またはその写し)を当店へ提出してください。
- (3) この預金の一部を、持家としての住宅を取得するための頭金に充てるときは、残高の90%を限度として1回に限り支払います。
- (4) 前項による払出しをする場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この預金の契約の証とともに住宅建設工事請負契約書等の所定の書類の写しを当店へ提出してください。また、この場合には、一部払出し後2年以内かつ住宅取得日から1年以内に、残高の払出しをするものとします。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの期間に応じ、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における預入期間に応じた利率によって計算します。利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以後預け入れられる金額についてはその預入日(すでに預け入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。
- (2) この預金を第5条第2項により満期日前に解約する場合、その利息は次のとお

り計算し、この預金とともに支払います。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。

- A. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%

(3) この預金の付利単位は1円とします。

5. (預金の解約)

(1) 当行の債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき相当な事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(2) 前項により、当行がやむを得ないと認め、第3条による支払方法によらずにこの預金を解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この契約の証とともに当店へ提出してください。

(3) 第2項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始し、当行が預金口座名義人の死亡にかかる手続きを受理した後は、当該名義人の共同相続人全員の総意（遺産分割協議が整った場合を含み、相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下、同じ。）による解約請求でなければ解約できません。ただし、法令に別段の定めがある場合等はこの限りではありません。

6. (税額の追徴)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済みの利息についても5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡って20.315%（国税15.315%地方税5%）により計算した税額を追徴します。

- (1) 規定第3条によらない払出しがあった場合。
- (2) 規定第3条による一部払出後2年以内に残額を払出さなかった場合。
- (3) 規定第3条による一部払出後2年以内で住宅取得日から1年を経過して残額の払出しがあった場合。

ただし、預金者の死亡、重度障害による払出しの場合は除きます。

7. (差引計算等)

(1) 規定第6条第2項の事由が生じた場合には、当行は事前の通知および所定の手続

きを省略し、次により税額を追徴できるものとします。

① 規定第6条第2項の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。

② この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、直ちに当店に支払ってください。

(2) 前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

8. (転職時等の取扱い)

転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入ができなくなった場合には、当該事実の生じた日から6か月以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

9. (非課税扱い適用除外)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

(1) 規定第1条1項ならびに2項による以外の預入があった場合。

(2) 定期預入が2年以上されなかった場合。

(3) 非課税貯蓄申込書の預入限度額をこえて預入があった場合。

10. (預入金額の変更)

預入金額の変更をするときは、当行所定の書面によって当店に申し出てください。

以上

(令和2年4月1日現在)